

令和4年3月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和4年3月9日 水曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	太 川 一	輝
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	川 内 和	哉
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

議事日程

- | | | |
|------|----------|---------------------------------------|
| 第 1 | 同意第 1 号 | 川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認（令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 2 回）） |
| 第 3 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事）） |
| 第 4 | 議案第 6 号 | 令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 3 回） |
| 第 5 | 議案第 7 号 | 令和 3 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 回） |
| 第 6 | 議案第 8 号 | 令和 3 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回） |
| 第 7 | 議案第 9 号 | 令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 回） |
| 第 8 | 議案第 10 号 | 令和 3 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回） |
| 第 9 | 議案第 11 号 | 川棚町課室設置条例の一部を改正する条例 |
| 第 10 | 議案第 12 号 | 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 | 議案第 13 号 | 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 12 | 議案第 14 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 13 | 議案第 15 号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 14 | 議案第 16 号 | 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 15 | 議案第 17 号 | 川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 16 | 議案第 18 号 | 川棚町光ブロードバンド基盤整備事業工事負担金条例を廃止する条例 |
| 第 17 | | 川棚町総合計画調査特別委員会調査報告 川棚町総合計画調査特別委員長 |

(1 0 : 0 0)

議 **長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 同意第1号

議 **長** 日程第1、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。本件について、説明を求めます。町長。

町 **長** 皆様、おはようございます。同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、3人の委員を選任しておりますが、任期は3年で、3人の委員の任期はそれぞれ異なっておりますので、毎年委員の選任議案を提出しているところであります。

そこで今回、現職の委員であります塩谷京介氏の任期が令和4年3月31日をもって満了となりますので、同氏を再任したく提案するものであります。

同氏は川棚町下組郷236番地にお住まいで、昭和29年3月22日生まれの67歳であります。また、塩谷氏はこれまで2期6年間委員を務めておられ、固定資産評価の審査について豊富な経験を有しておられ、委員として適任と判断されますので、提案するものであります。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となります。

以上、提案いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** はい。全員起立です。したがって、同意第1号「川棚町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 03)

日程第2 承認第1号

議 **長** 次に、日程第2、承認第1号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第12回））」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

町 **長** 承認第1号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第12回））」について、提案理由をご説明いたします。

令和3年度川棚町一般会計予算の執行において、補正の必要が生じましたが、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、去る2

月10日付けで、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分により定めましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,772万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を87億7,099万円にしたものであります。

補正の内容につきましては、1月28日から2月13日まで、県下全域の市町に適用された「まん延防止等重点措置」の期間が3月6日まで延長され、飲食店への時短要請も3月6日まで延長をされました。そこで、要請に協力いただいた飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するため、新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金第5期事業を追加したものであります。

なお、補正の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、8、9ページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、1月28日から2月13日まで県下全域の市町に適用された「まん延防止等重点措置」の期間が3月6日まで延長され、飲食店への時短要請も3月6日まで延長されましたので、その要請に協力していただいた飲食店に、川棚町営業時間短縮要請協力金を支給するため、会計年度任用職員の人件費、消耗品費などの事務費、そして62店舗分の協力金を計上したものでございます。

支給額につきましては、これまでと同様に事業規模及び売上高により算定することとし、1日当たりの支給額は、3万円から上限20万円までとなっております。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより減額したものでございます。歳出は以上であります。歳入を説明しますので、6、7ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。2項7目商工費補助金につきましては、

川棚町営業時間短縮要請協力金の支給に係る補助金で、補助率は10分の9となっております。歳入は以上であります。なお、12ページ以降には、給与費明細書を付けておりますが、説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 今説明がありました補助率10分の9というのは、延長前と同じですか。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 ご質問にお答えをいたします。今回延長という形を取らせていただきましたけども、2回とも同じ10分の9ということになっております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 金額についてですけども。11番炭谷です。3万円から20万円という説明がありましたけども、仮に3万円は何店舗とか、20万円は何店舗という概略のところはわかっていると思いますけども、お願いしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 炭谷議員の質問にお答えをいたします。一応まだ申請が現在なされている段階でありますので、予算ベースでお答えをいたします。まず3万円の分につきましては53店舗、そして8万円につきましては6店舗、10万円につきましては2店舗、そして20万円につきましては1店舗ということで予算計上をしているところであります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。水谷議員。

1 2 番 水 谷 このコロナ対策は必要不可欠な事業というふうに思っておりますが、これについてこの予備費が活用をされております。で、今後、来年になるかと思うんですが、国の交付税関係、これは普通交付税、特別交付税があるかと思うんですが、これの補填的なものの要望とか、そういうものを考えておられないかどうかをちょっと確認をしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 普通交付税につきましては、要望的なものというものはございませんで、あくまでも町が行う様々な事業に対して交付税を算定して、国

から交付税としていただくというものでございますので、こちらから要望というものはございません。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、承認第1号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第12回））」の採決を行います。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「専決処分の承認（令和3年度川棚町一般会計補正予算（第12回））」は、承認することに決定をいたしました。

(10 : 13)

日程第3 報告第2号

議 長 次に、日程第3、報告第2号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事））」を議題といたしま

す。本件についての説明を求めます。町長。

町長 報告第2号「専決処分の報告（工事請負契約の変更（川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事））」についての提案理由をご説明いたします。

川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事の請負契約につきましては、令和3年3月24日の本会議において、議案第23号をもって議決をいただき、その後9月9日の定例会において、議案第41号で契約金額変更の議決をいただいで、これまで工事を施工してまいりました。

しかし、施工中の工事の一部に変更が生じましたが、緊急を要するものであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき制定をされております町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4項の規定により、令和4年3月3日付けで専決処分により契約変更を行ったところであります。

そこで、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

その他、専決処分の内容につきましては、産業振興課長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。それでは、川棚西部漁港三越防波堤災害復旧工事請負契約の変更についてご説明をいたします。専決処分書をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、契約金額につきましては、変更前の工事請負金額が8,644万2,400円、変更後の工事請負金額が8,498万4,900円としたもので、この変更によりまして145万7,500円の減額となっております。

町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定する専決事項につきましては、緊急性がある契約の変更は契約金額の10パーセント以内の増減を行うこととし、ただし10パーセント以内に相当する額が500万円以下のものに限ると規定をされております。

そこで、この契約変更は、工事請負金額145万7,500円の減額であり、減額率は1.7パーセントであります。緊急性がありましたので、令和4年3月3日に専決処分を行ったものであります。それでは、次のページをご覧ください。参考資料であります。

工期につきましては、令和3年3月25日から令和4年3月25日までであります。

工事概要につきましては、参考資料の次のページに、資料①床堀工平面図、資料②が標準断面図を添付をしております。この図面の赤で表示した部分が今回の変更箇所となっております。

参考資料の一番初めのページになりますけども、まず撤去工であります。基礎捨石の撤去につきましては、No. 2+6.8からNo. 4+1.7までの区間の14.9メートルにおきましては、当初既存の基礎捨石を一度撤去したあとに地山を整地し、撤去した捨て石を再度基礎捨石に再利用する計画でありましたが、現地再調査の結果、既存の基礎捨石の状況が良好であったため、撤去せず再利用を行ったことにより、基礎捨石撤去197立米を94.3立米に変更し、102.7立米の減となったものであります。

堆積土砂撤去及びコンクリート殻撤去につきましては、既存の基礎捨石をそのまま再利用することといたしておりましたが、既存の基礎捨石の上部表面には、堆積土砂及びコンクリート殻の堆積が確認されたことによりまして、撤去工を新たに計上したものであります。

次に、基礎工であります。撤去工に関連したものであり、基礎捨石投入305.6立米を203立米に変更し、102.6立米の減となっております。

次に、共通仮設費であります。基礎捨石の撤去及び再利用時に必要となる作業船につきまして、佐世保港から工事現場までの船舶えい航費を計上しておりましたが、基礎捨石撤去工の数量が減となったことによりまして、撤去工数量が94.3立米分につきまして、現場周辺の海中に仮置きができると判断をいたしまして、船舶えい航費の1回分を削除したものであります。

そのあと、川棚港湾施設使用料につきましては、使用実績に合わせて変更したものであります。このことによりまして、工事請負金額が145万7,500円減額となったものであります。以上で説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですね。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(1 0 : 2 2)

日程第 4 議案第 6 号

議 長 次に、日程第 4、議案第 6 号「令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 3 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第 6 号「令和 3 年度川棚町一般会計補正予算（第 1 3 回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 4 7 万 4 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 8 7 億 6 , 4 5 1 万 6 , 0 0 0 円にしようとするものであります。併せて、地方債の補正を行うものであります。

補正の主なものは、歳入においては普通交付税の額の確定に伴う増額、国庫支出金の決定等による増額、基金繰入金の減額などであります。

歳出においては、決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の発生、財政調整基金積立金の増額、新型コロナウイルスワクチンの 3 回目接種に係る経費の追加などであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。詳細につきましては、企画財政課長から説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。

議 長 課長、説明が長くなるようであれば、着座にて説明されて結構であります。

企画財政課長 ありがとうございます。それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、27、28 ページをお開きください。

今回の補正予算におきましては、歳出においては決算を見込んだ事業費の執行残、落札減などによる不用額の減額が多くを占めております。

歳入におきましては、事業費の決算見込みに伴う減額が大半を占めております。また、増額についても不用額を補う少額の追加が多くありますので、それらのものにつきましては簡略に説明させていただくということで、あらかじめご了解いただきたいと思います。

それでは、1款議会費であります。1項1目議会費につきましては、職員の時間外勤務手当の不足を見込み増額するものであります。次のページをお願いいたします。

総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、1節が新庁舎での業務開始と住民異動の繁忙期が重なるため臨時に窓口ガイドを置くこととし、その人件費を計上するもので、2節、4節、8節が不用額を見込み減額、3節が時間外勤務手当の不足を見込み増額、10節が庁舎の電気料など光熱水費の不足を見込み増額、12節が庁舎清掃委託料の不足を見込み増額、13節が新庁舎に係るトイレ用衛生器具やマットの賃借料を追加するものであります。

次の8目電算管理費につきましては、12節で処務管理システムの導入に伴うサーバーの増強作業費及びマイナポータルからの転入・転出予約に対応するためのシステム改修費を追加するもので、13節が庁内イントラシステム更新事業などの不用額を減額するものでございます。

次の12目財政調整基金費につきましては、国の1次補正予算において、臨時財政対策債に係る将来の公債費負担を抑えるため、普通交付税が交付されることとなり、交付額が確定しましたので、その同額を積み立てるものでございます。

次の2項1目税務総務費につきましては、3節において不用額を見込み減額するものでございます。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、3節が職員の時間外勤務手当の不足を見込み増額、11節がマイナンバーカードに係る郵便料の不足を見込み増額するものでございます。

次の5項2目統計調査費につきましては、説明欄の各統計調査の支出額の確定により各節を減額するものでございます。33、34ページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費につきましては、3節が

職員の時間外勤務手当の不足を見込み増額、4節が共済組合負担金の不足を見込み増額、13節がコピー機使用料の不足を見込み増額、27節が国民健康保険基盤安定負担金の確定及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定、介護保険特別会計の福祉組合分担金の精算により操出金を減額するものでございます。

次の2目障害者福祉費につきましては、これまでの支出状況から11節及び18節に不足を見込み増額するものでございます。

次の4目老人福祉施設費につきましては、いきがいセンターの屋根防水工事において、設計の段階で改修範囲が拡大することがわかりましたので、改修工事につきまして、令和3年度の工事を中止することとし、令和4年度に延期することとしましたので、12節で施工管理委託料及び14節で改修工事費を減額するものでございます。

次の5目国民年金事務費につきましては、3節で時間外勤務手当の不足を見込み増額するものでございます。

2項1目児童福祉総務費につきましては、3節で時間外勤務手当などに不足を見込み増額し、18節が放課後児童健全育成事業及び子ども・子育て支援事業において新たに国から保育士等の処遇改善を図るため交付金が交付されることとなり、本町においても速やかに対応するため、保育所等の補助金として267万6,000円を追加、また、子育て応援住宅支援事業の実績から160万円を減額、合わせて107万6,000円を増額するものでございます。

2目児童措置費につきましては、3節が時間外勤務手当に不用額を見込み減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

12節であります、こちらも不用額を見込み減額するもので、18節が保育所等の給付費に不足を見込み1,492万9,000円を増額、そして子育て世帯生活支援給付金給付事業（その他世帯分）の実績見込みにより800万円の減額、合わせて692万9,000円を増額するものでございます。次の19節が児童手当の支払実績により減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費につきましては、各節において不用額を見込み減額するものでございます。

次の2目予防費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種に要する経費を計上するもので、1節が会計年度任用職員の報酬を、3節が管理職の特別勤務手当を、7節が医師等の集団接種出務報償金を、8節が会計年度任用職員の通勤手当などを、10節では集団接種会場の光熱水費や医薬材料の購入費などを、11節が5歳から11歳までの接種意向調査に要する送料などを、12節が接種会場警備委託料やコールセンターの委託料、予約システムの運用委託料などを、13節が接種に用いるベンチなどの賃借料を、14節が接種会場の復元工事費を、17節がワクチン保冷库用の無停電装置などの購入費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項1目農業委員会費及び、次の2目農業総務費につきましては、職員の時間外勤務手当に不足を見込み増額するものでございます。

次の3目農業振興費につきましては、新規就農者を支援する農業次世代人材投資事業が中止となり、減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

7款商工費であります。1項1目商工総務費につきましては、3節が時間外勤務手当の不足を見込み増額するもので、18節が創業・事業拡充を支援する雇用創出チャレンジ支援事業に不用額を見込み減額するものでございます。

次の3目観光費につきましては、18節が夏祭りの中止により運営団体への補助金を減額するもので、27節が観光施設事業特別会計の補正に伴い操出金を増額するものでございます。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、7節及び18節が説明欄の飲食店感染拡大防止対策支援事業費から長崎県事業継続支援給付金事業費までの事業の実績又は実績見込みにより減額するもので、27節が新たに町観光施設の指定管理者へ休業協力金を支払う指定管理施設休業等協力支援事業を追加し、その経費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

8款土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、各節で不用額を見込み減額するものであります。

次の2項3目道路新設改良費につきましては、県営事業の県道大崎線工事の減額に伴い、町の負担金を減額するものでございます。

次の4目橋梁維持費につきましては、野口橋橋梁補修に係る社会資本整備総合交付金が交付されることとなり、その工事費を計上するものであります。

次の3項2目ダム対策費につきましては、各節で不用額を見込み減額するものでございます。

次の5目急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、新谷地区急傾斜地崩壊対策事業の測量設計業務に変更が生じ増額するものでございます。

次の4項2目港湾建設費につきましては、県営事業の確定により町負担金を減額するものでございます。

5項3目公共下水道費につきましては、補正額の増減はなく、財源内訳の組替えを行うものでございます。

一番下の6項1目住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕費などの不足を見込み増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項1目教育委員会費につきましては、8節で不用額を見込み減額するものです。

次の4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、説明欄の各事業費の確定により各節を減額するものでございます。

2項1目学校管理費につきましては、3節が川棚小学校及び小串小学校の特別支援教育支援員の期末手当に不用額を見込み減額するもので、次の8節が川棚小学校の会計年度任用職員の通勤手当に不用額を見込み減額、10節と17節が3小学校の学校保健特別対策事業に追加で補助金が交付されることとなりましたので、コロナ対策の医療材料購入やサーモ体温計などの備品購入をする経費を計上するものでございます。

次の3項1目学校管理費につきましては、保健特別対策事業でコロナ対策の医療材料や備品の購入に要する経費を計上するものでございます。

次の4項1目社会教育総務費につきましては、3節が職員の時間外勤務手当の不足を見込み増額するもので、次の8節から次のページの18節まで各節に不用額を見込み減額するものでございます。なお、12節の委託料につきましては、町自主文化事業においてコロナ禍で文化講演会の開催を見送っ

たため、大きな減額となっているところがございます。47ページです。

2目公民館費につきましては、8節で不用額を見込み減額するもので、次の3目公会堂費につきましては、コロナワクチン3回目接種の影響で予定しておりましたシートのメンテナンスができなくなり、修繕料を減額するものがございます。

次の5項1目保健体育総務費につきましては、8節が不用額を見込み減額するもの。

次の2目教育キャンプ場費につきましては、コロナ禍の影響で利用者が増加しております、トイレのくみ取料が不足し増額するものがございます。

次の6項1目管理費につきましては、3節が時間外勤務手当の不足を見込み増額するもの。14節が工事の入札により落札減が生じ減額するものがございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、災害復旧工事費を当初は予算に被害額で計上しておりましたが、査定により工事費が確定しましたので、その査定額で計上し直したものであります。なお、工事の内訳としましては、農地災害復旧工事19か所、農業用施設災害復旧工事24か所となっております。

次の2目林業施設災害復旧費につきましては、こちらも査定による工事額の確定により、こちらは減額するものであります。なお、工事箇所としましては、3か所ということになっております。次のページをお願いいたします。

14款予備費であります。1項1目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより減額するものがございます。歳出は以上であります。

なお、次ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入を説明しますので7、8ページをお願いいたします。

10款地方交付税であります。普通交付税の額の確定により増額するものでありますが、国の第1次補正予算により基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」及び「臨時財政対策債償還基金費」が創設され、再算定することとなり、算定の結果、大きな増額となっております。次のページをお願いいたします。

1 2 款分担金及び負担金であります。1 項 1 目民生費負担金につきましては、保育園の保育料の増額を見込み計上するものであります。

次の 3 目農林水産業費負担金につきましては、災害復旧費の補助率のアップにより受益者負担金を減額するものでございます。

次の 5 目衛生費負担金につきましては、未熟児養育医療保護者負担金の実績を見込み増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

1 3 款使用料及び手数料であります。1 項 5 目教育使用料につきましては、説明欄の各施設の使用料実績を見込み補正するものでございます。次のページをお願いいたします。

1 4 款国庫支出金であります。1 項 1 目民生費国庫負担金から、次のページの 2 項 5 目総務費国庫補助金までは、交付額の決定あるいは内示、もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了解いただきたいと思います。1 7、1 8 ページをお願いいたします。

1 5 款県支出金であります。この県支出金におきましても、国庫支出金と同様に交付額の決定あるいは内示、もしくは歳出の増減に対応するものでありますので、個々の説明は省略ということでご了解をお願いしたいと思います。飛びまして、2 1、2 2 ページをお願いいたします。

1 8 款繰入金であります。2 項基金繰入金であります。下水道事業基金、財政調整基金及び地域福祉基金からの繰入金をそれぞれ減額し、総額で 9, 9 7 3 万 5, 0 0 0 円を減額しております。次のページをお願いいたします。

2 0 款諸収入であります。4 項 5 目雑入におきましては、夏祭りの中止のため、それに伴いコミュニティ活性化支援事業助成金を減額、そしてプレミアム付商品券販売収入を実績により減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

2 1 款町債であります。こちらにつきましては、1 項 2 目農林水産債から 5 目災害復旧債までは、歳出の実績に合わせ増額又は減額を行うものです。歳入は以上であります。次に 3 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正であります。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました 2 1 款町債に対応するものでありまして、補正前と補正後の限度額の差額が、2 5 ページの町債の補正額と一致するものであり、

補正後の限度額の合計を14億3,506万8,000円とするものであります。以上が令和3年度一般会計補正予算（第13回）の内容でございます。説明を終わります。

議 長 これから質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 2点お聞きします。39、40ページの右側に、農業経営対策事業推進費の300万円減額というのがありまして、それに説明で「次世代人材育成事業の中止」という説明があったと思うんですが、その「中止」の意味がどういう意味なのかということをお聞きしたいと思います。

それからその次のページ、41、42ページのプレミアム付商品券事業費3,164万円の減額ですけども、これは商品券が売れなかったということなのかなと思います。すなわち売れても換金しなかったということはないだろうと思うので、売れなかったということなのかなと思います。そういうことなのか。それで、併せて考えてみると、24ページにプレミアム付商品券販売収入の減額があがってますので、この金額と今の歳出の方の金額とが3対5の割合になってればいいのかと思いますけど、そういうことなんですかということをお聞きします。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、田口議員の質問にお答えをいたします。まず補正予算書の39、40ページの部分の農業経営対策事業費推進費がマイナスになった理由ということでありましたけども、この農業次世代人材投資事業補助金につきましては、当初、この事業につきましては、50歳未満の青年等の新規就農に対する支援金として、実施をしてきておりましたけども、予定をしていた2名の方が個人の都合によりまして辞退されたということによつての減額であります。

それともう1点が、プレミアム商品券の関連になりますけども、このプレミアム商品券につきましては、1冊当たり500円の券を10枚束にした分を5,000円相当を3,000円で、世帯3冊までといたして実施を行ったものであります。そこで、当初の計画といたしましては、全世帯5,851世帯に対して販売枚数としましては1万7,700冊を用意しておりました。ただ、実績によりまして、3,727世帯の1万772冊が販売をしまして、販売率としましては60.86パーセントということでの実績によ

り減額をしたものでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 39、40 ページです。先ほどの質問と答弁がありましたけども、この農業経営対策事業推進費ですね。2名予定されていたのが辞退されたということでしたけども、予定をするときにはいろんな計画とかも十分調査もされた上で予算計上されていたと思うんですが、辞退された理由がわかっておればお尋ねしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。この2名の方につきましては、地区名だけを言いますけども、野口地区と五反田地区の各2名の方が、まあ早く言いますと、途中まではこの事業にのっってこの支援金を受けられておりましたけども、やはり家庭の都合、それとやはり身体の都合ということで、途中で辞退をされたということになります。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

2 番 小 谷 42 ページですけども、指定管理施設の休業協力支援事業費ですかね。1,750万上がっておりますが、確か私の記憶では、くじゃく荘が休業入ったのがまん延防止が出る何日か前かから確か休みに入ってたかと思うんですけども、その休みに入るときの判断ですね。どこが判断して休みにしようとしたのかというのと。あとですね、しおさいも休みになって、途中からしおさいは今度また営業再開したと思うんですよね。そのまん防の間にですね。そこら辺の判断はどこでされてるのかっていうのがまず1点と、さっき専決処分の分でありました休業補償の分ですね。そっちの分にこのくじゃく荘の分が入ってくるのかどうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、小谷議員のご質問にお答えをいたします。休みに入る判断につきましては、観光協会の方からまず協議を求められます。町に対して。それで、町と協議をいたしまして期間あたりを決めるものであります。

あと、先ほどの専決処分に関わるものということでのご質問でありましたけども、今回この1,750万の分につきましては、このあとに観光協会の特別会計の補正予算に係るものであります。以上です。

議 **長** はい、小谷議員。

9 番 小 谷 特会に係る分はわかってるんですけど、まん延防止の休業補償の分で、飲食店に関して補償が出てるじゃないですか、3万円から20万円ですね。それに該当しているのかどうかっていうのを聞いたんですけども、くじゃく荘自体が。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、すみません。よく聞いておりませんでした。実際くじゃく荘の経営につきましては、この補助金の支出はしておりません。ただ、くじゃく荘内にあるレストランとしおさいにある食堂についてのこの対応はいたしております。ただ、くじゃく荘の経営に対する先ほど言われました支援金についてはいたしておりません。以上です。

議 **長** 田口議員。

8 番 田 口 はい。先ほどの農業次世代育成人材事業の減額の件ですけども、中止っていう意味がわからなかったんですけども、さらに先ほどの課長の説明では、途中で辞退をされたという説明でしたので、なおさらわからなくなりましたんですけども、要するに途中でということは、部分的には支払いをしたということなのかどうか。それで中止という意味がですね。そもそもその事業がなくなったのかというふうな意味にも捉えられるんで聞いたんですが、事業そのものはあるけれども、その途中でやめられたという意味なのでしょうかということです。それでその部分支払いをしたのかどうかという、そこを聞きたいと思います。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、田口議員のご質問にお答えします。財政課長の方で中止ということで説明をしたかと思っておりますけども、これはその補助を受けるのを中止されたという意味に取っていただきたいと思っております。この事業自体はまだありますので、個人の理由によりまして辞退をされたということです。あと、補助金につきましては、辞退をされておりますので、実際に補助自体は行ってはおりません。以上です。

議 **長** ほかに。小谷議員。

2 番 小 谷 すみません、さっきの分の関連なんですけども。指定管理の分ですね。1, 750万、この財源というのはどこからになってるんでしょ

うか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。この1, 750万円につきましては、一般財源の方からの支出という形にはなっております。

議 **長** ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 11款の49ページに災害復旧費があるんですけども、この中の1項2目の林業施設災害復旧費というのが400万の補正が逆に少なかったというふうに理解できますけど、工事をしてなくて予算が余ったのか、どこを工事したのかということ、お願いしたいと思います。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、炭谷議員のご質問にお答えをいたします。この林業施設の災害復旧費につきましては、林道災害をここであげておりますけども、これは査定によって減額が生じております。林道の木場線、あと広域林道と岩屋の上の方になるんですけども、その3路線の分についての災害復旧費になります。林道災害復旧費になります。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 工事としては済んだ上で、完工して、財源が余ったということですか。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。災害復旧につきましては、申請は一度国にして、そこで事業費の決定がなされますので、その査定ということですね。査定です。以上です。

議 **長** ほかに。よろしいですか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第13回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「令和3年度川棚町一般会計補正予算（第13回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：07）

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

（11：07）

（…休憩…）

（11：20）

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第7号

議 長 次に、日程第5、議案第7号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第7号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,824万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億1,507万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳入においては県支出金の増額、歳出においては保険

給付費の増額などであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。歳出から説明をいたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

2款保険給付費です。1項1目一般被保険者療養給付費、3目一般被保険者療養費、5目審査支払手数料は、給付費の増加見込みにより増額補正するものであります。

2項3目一般被保険者高額介護合算療養費は、給付費の増加見込みにより増額補正するものです。

5項1目葬祭費につきましても、給付費の増加見込みにより増額補正するものであります。次のページをお開きください。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳出の見合いにより調整するものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。6、7ページをお開きください。

4款県支出金、1項1目保険給付費等交付金につきましては、保険給付費の増加に伴いまして、県交付金の増額を見込むものであります。8、9ページをお開きください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、低所得者に対する保険料軽減制度の国・県・町の負担額が決定をいたしましたので、その決定額に応じまして一般会計繰入金として減額補正するものであります。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「令和3年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 4)

日程第6 議案第8号

議 _____ **長** 次に、日程第6、議案第8号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第8号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億102万3,000円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳入においては健康診査委託料の増額、歳出においては事務費の増額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明いたします。歳出から説明をいたしますので、10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、健康診査事業における集団検診、個別検診の受診者が増えたことによります支出額の増加見込みから増額補正をするものであります。次のページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、決算見込みによる減額補正であります。

歳入についてご説明をいたします。6ページ、7ページをお開きください。

4款1項2目保険基盤安定繰入金につきましては、決算見込みによります減額補正であります。

6款諸収入、3項2目雑入につきましては、歳出の1款総務費で説明いたしました健康診査事業費について、広域連合負担金分を受け入れるものであります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「令和3年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(1 1 : 2 8)

日程第7 議案第9号

議 長 次に、日程第7、議案第9号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第9号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,004万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものは、歳入においては一般会計繰入金の減額、歳出においては総務費の減額、保険給付費の増額などであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書を用いてご説明をいたします。8ページ、9ページをお開きください。歳出の方から説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。

1 款総務費、1 項 3 目認定事業費につきましては、東彼地区保健福祉組合分担金の減額に伴います減額補正であります。次のページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項保険給付費につきましては、説明欄のとおり各種サービス費を現況の推移によりまして増額するものであります。次のページをお開きください。

4 款地域支援事業等費、1 項 1 目介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、人件費及び事業費に係る増額補正であります。次のページをお開きください。

7 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入・歳出の見合いにより減額補正するものであります。

次に歳入についてご説明をいたします。6 ページ、7 ページをお開きください。

8 款一般会計繰入金、1 項 4 目その他一般会計繰入金は、歳出で説明をいたしました 1 款総務費、1 項 3 目認定事業費の減に伴う減額補正であります。以上で説明を終わります。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 9 号「令和 3 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算

(第3回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「令和3年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(11 : 32)

日程第8 議案第10号

議 **長** 次に、日程第8、議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,848万9,000円にしようとするものであります。

なお、補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係るものであり、補正予算の詳細につきましては、産業振興課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 補正予算の内容につきましてご説明をいたします。それでは、歳入から説明をいたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

1款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,240万円の増額につきましては、このあとに説明をいたします諸収入及び歳出について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。次のページ、8ページ、9ページをお開きください。

2 款諸収入、2 項 1 目雑入であります。説明欄の観光事業収入 4 9 0 万円の減額であります。1 節雑入でありますけども、指定管理者協定書第 1 1 条第 2 項に基づく規定による、指定管理協定納付金であります。

次に歳出を説明いたしますので、次のページ、1 0 ページ、1 1 ページをお開きください。

1 款観光施設事業費、1 項 1 目管理費の説明欄の国民宿舎管理費 1, 7 5 0 万円につきましては、1 2 節の委託料であります。指定管理施設、公共の宿くじゃく荘の今年度の運営状況につきましては、昨年度と同様に新型コロナウイルス感染症の拡大を大きく受け、令和 3 年 4 月から 6 月の 6 0 日間、8 月から 9 月の 3 0 日間、合わせて 9 0 日間の臨時休館を余儀なくされるなど、施設の運営に大きな影響を受けております。その後、コロナ感染症が一旦落ち着きました 9 月下旬から、長崎県県民割の事業実施に合わせ本町独自の宿泊キャンペーン事業により、1 2 月末時点におきましては黒字回復になったものの、年明け早々全国的にオミクロン株による感染症の拡大により、長崎県において、まん延防止等重点措置が適用され、1 月 2 6 日には県下全域がまん延防止重点措置区域に指定され、1 月 2 4 日から 3 月 6 日まで休館を余儀なくされ、利用者の減少による施設の運営経費に大きな影響を受けることとなりました。

そこで、令和 2 年 4 月 1 日に締結いたしました、川棚町大崎保養宿泊施設指定管理者協定書の第 1 1 条第 3 項の事業年度ごとの事業収入が事業経費に満たないと明らかになったときは、事業に係る対価として、甲と乙との協議の上、措置することができるとの規定に基づきまして、収益の減少に対し利用者が減少し影響を受けた期間の運営経費の措置として、影響額相当分を休業等協力金として支出するものであります。次のページの 1 2 ページ、1 3 ページをお願いします。

2 款公債費、1 項 1 目元金であります。協定納付金の減額が見込まれることから一般財源で補充することとしたものであります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。山口議員。

6 番 山口 この 1 0、1 1 ページのですね、単純に運営管理 1, 7 5 0

万と書かれてもですね、これはもう間違いなく多くの方々がコロナの影響による営業不振によるいろんな経費が不足しているんだろうという想像はつくわけですが、これを一括して運営管理費が足りませんと言われてもですね、具体的にどういう部分がいくら不足しているのか、中身的にね。ただ単に総括して運営管理が足りませんよとこれだけですよと、何かそういう支出というのは非常に曖昧な形でございますので、どういった部分でいくら足りないのか。そしてそれを積み上げた結果が1,750万円であると、その根拠を説明いただきたいと。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、山口議員のご質問にお答えをいたします。まずコロナで影響をいたしました1月、2月、3月分、3月分につきましては6日までということで、6日以降の減収につきましては、通常の稼働の約15パーセントを見込んでおります。それで、1月につきましてはマイナスの185万5,000円、2月につきましてはマイナスの583万円、3月につきましては1,500万円の減を見ております。これは協定納付金の減の見込みであります。それで2月から3月の収入見込みとしましては、川棚町の営業時間の短縮要請の4期、5期と、あと事業復活支援金、これは国からなんですけども、これで見込みとして511万円が見込まれますので、先ほど申しました最小の金額で2,268万5,000円からさっき言いました511万円を差し引くと1,757万5,000円が今回ちょっと5,000円引いてるんですけども、1,750万円のその今回計上した額となります。それで、あと1月から3月に休館したことによりまして、先ほど申しました協定納付金の減額につきましては、当初1,070万円を計上をしておりましたが、今回583万3,547円、これは12月末までで黒字になったという額がその583万3,547円でありますので、それを差し引きますと486万6,453円、約490万円のマイナスとなりますので、その分をこの補正予算の方には上げさせていただいております。そのようなことから、はじき出した内容につきましては以上であります。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 ちょっと今の説明はね、ちょっと非常にわかりにくいんですよ。12月時点で583万3,000円ぐらいのね、協定納付金があると

いうことは、583万3,000円のね、これはプラスなんですよ、協定納付金があるというのは。そしたら、583万の協定納付金が今ありますよというのに、何で1,750万を補填せないかんかと。これがゼロならわかりますよ。協定納付金もないんですよと。そういう状態であると。それで非常に経営が圧迫していると。そうすればそういうことトータル含めれば、1,750万の、いわゆる運営管理費を補助してやらんといかんというのはわかるんですけども、協定納付金というのはこれは儲かるとるから出てくるんですよこれ。トータルしてね。そしたらこれだけ583万それは減ってます。間違いなく当初より。それでもなおかつ583万あれば、まだ黒字じゃないですか一般的に考えて。これがゼロであるというんであれば意味はわかりません。だからその説明が非常に曖昧だと私は思ってるんですけど。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、ご質問にお答えをいたします。ちょっと私の説明が不十分だったかと思えますけども、冒頭言いました1月で185万5,000円、2月で583万円、3月で1,500万円につきまして、本来ならこの額について、すみません。今回のまず協定納付金はちょっと横に置いときまして、1月から3月までに赤字が出ております。その赤字に対して補填をするということで、補填をするにあたってその額が出ますけども、ただ、その分についての補填という形にはなるんですけども、あとその協定納付金につきましては、当初予算を組んだ額よりもそこまで至らない。12月までに黒字で約500万、これでいけば約600万ありましたけども、その分を差し引いた額について補填して、なおかつその赤字分とプラスをするということで、今回予算を計上させてはいただいております。

議 _____ **長** はい、山口議員。

6 番 山 口 協定納付金というのはね、これはあくまでも観光協会の収益を年間やってね、それに余剰金が出た場合に、余剰金を置かないということで協定納付金という形で町に返還されている感じだと私は理解をしてるわけです。そしたら、あくまでもこれ600万あるじゃないですか、黒字が。そしたら、これでいってね、1月は185万円の赤字であると、これは何となくわかる。2月は538万、2月は丸々まん防で休館してるはずなんです。3月はまん防の適用されて休業要請されたのが1週間しかないわけです。

よ。そしたらここで何で1, 500万とポンと跳ね上がってくるのかと。この3月はあくまでも予想だろうと思うんですけども、3月は少なくともまん防措置は終わっているわけですから。3月のこの前の日曜日に。そうすればそれ以後は自主努力で営業はされるわけですから。そしたら2月丸々まん防措置で休業しましたよという中の583万の赤字であると。そしたら何で3月だけ3倍も赤字になってくるんですか。だからそこら辺のね、非常に説明が曖昧だと。それは確かに2か月で3か月で、今の計算でいけば、2, 268万くらいの赤字になると。それは単純計算でその協定納付金が12月で580万あったからそこら辺を差っ引けば1, 700万くらいになると思うんですけども、3月の1, 500万というのは赤字の予想というのは非常に大きすぎないかと。だからその辺の数字が非常に曖昧な計算だと私は思っているんですよ。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えをいたします。基本的にはくじやく荘等につきましては、前年度収入した分を次の月に支払うということですね、ちょっと計算をしておりますので、こういった数字になります。それで全体額をはじいてはおります。

議 _____ **長** はい。山口議員。

6 番 山 口 ちよっともう3回過ぎたからやめとこうかと思ったんですけども、今の前年度分の収支で何か計算して払うとかなんとか、非常に曖昧な答弁だと思うんですよ。そしたらやっぱりどこもコロナでね、どこの営業所もまん防措置その他で休業しながらやってるわけですよ。そしたら、そういう中で、自助努力がね、観光協会どれだけなされたかというのはこれは説明出てこないわけですよ。赤字だったらこれで補填してあげますよという、そういう体制でいいのかという一つの問題もあると思うんですよ。現在、議会の産業建設文教委員会でね、観光協会のあり方について調査をやっているわけですけども、やっぱりそういったところ含めてね、もう少し丁寧な説明をお願いしたいと。ですから、逆に考えればですね、まあ半分動議になるんですが、ちょっと休憩取っていただいてですね、きちんとした数字をですね、説明を私は求めたいと。以上です。

8 番 田 口 関連して質問です。

議 **長** はい、田口議員。

8 番 田 口 結局2月などは丸々休業したわけですね。そうすると、休業したならば、人件費をそれほど大きく減らすわけにはいかんのでしょうかけども、光熱水費などはほとんど大きく減るはずなんですよ。で、それが減ってなおかつ赤字が583万円なのかという、そこの仕組みがよくわからないのでやっぱりその経費とその収入との差がどうなっているのかというのをきちっと説明してほしいと思います。

議 **長** 課長、今いろんな質問が出てますけれども、もう少しわかりやすく説明資料ができるようであれば、ここで休憩を取りますので、その間提示していただければと思いますが、できるような状況でありますか。説明でも構いませんけども。もう少しわかりやすい説明をとということでもありますので。まあ少しそこは検討してみてください。

議 **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 5)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 **長** 町長。

町 **長** 今、議題となっております観光施設事業特別会計補正予算につきまして、私の方から少し補足説明をさせていただきます。

まず、指定管理協定に基づく赤字分を補填するんだという説明をしましたが、実は課長の勘違いでありまして、これはあくまでも新型コロナウイルス感染症対策として補助金を交付をするものであります。まず一般会計の予算書の42ページをご覧ください。

ここには、一番最後に9番として指定管理施設休業等協力支援事業費として1,750万を計上をいたしております。この件につきましては、実は昨年度も同様な事業を行いまして、そして観光協会に支援をしたわけでありまして、それと同じような事業でありまして、3年度は幸いにして100パーセント国の臨時交付金を活用できましたが、今年度はその施策が今交付を受けております金額がいっぱいでありまして、この額がはみ出ることとなりますので、いわゆる財源については一般財源ということで説明をしたところであ

ります。そういった中で、特別会計の支出におきましても、あくまでもコロナウイルス感染症対策として一般会計から助成を受けるということになります。そういったことで、課長の説明によりますと、当然指定管理協定の中の赤字分を補填するとなりますと、そこに500万の雑入が計上されていることは山口議員がおっしゃるようにおかしいわけでありまして、基本的にこれを差し引いて1,200万というふうにしなければいけないところが、勘違いしたそもそもの原因でありまして、議員からもご指摘があったとおりであります。そういったことで、今回はあくまでも昨年度実施をいたしました感染症対策費として一般会計から支出をし、そして特別会計で受け入れるということになります。昨年度は幸いにしてそういった町からの支援を受けて2,000万程度の黒字決算となったわけでありまして、今年度もそういった回復は恐らく望めないかもしれませんが、現状でいけば5百何十万の黒字経営になろうかということになるわけでありまして、そういった状況で、今回の補正予算を計上いたしております。以上でございます。

議 _____ **長** はい。ただいま町長からこの件に関する補足説明をしていただきましてけれども、皆様の方から何か質疑等はございますか。

(発言なし)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:04)

(…休 憩…)

(13:13)

議 _____ **長** ただいまから、休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 先ほどこの件に関して、町長からの補足説明等もありましたが、本日のこの件に関する質疑はこれで終了したいと思います。

この件に関しましては、更に審査を深めていただきたいと思いますので、ただいま議題となっております、議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算(第2回)」は、産業建設文教委員会に付託したいと思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「令和3年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

(13:14)

日程第9 議案第11号

議 **長** 次に、日程第9、議案第11号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第11号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

新庁舎完成後の新庁舎における業務開始に合わせた組織の機構改革につきましては、昨年令和3年9月定例会において、川棚町課室設置条例の一部を改正する条例をご提案し可決いただいたところでありますが、令和4年4月1日付けの機構の見直しについて新たに提案をするものであります。

まず1つ目は、新庁舎の建設を推進するという大きなプロジェクトには専任の部署が必要であると判断し、平成31年度から新庁舎建設に関することを分掌する新庁舎建設室を新設したものでありますが、このたび新庁舎が完成し、業務開始の運びとなったことから、その役割を終えたものと判断し、令和3年度末をもって新庁舎建設室を廃止するものであります。

今後、新庁舎建設の関連事業として、旧別館の改修工事、資料館の解体工事、第二別館の改修工事が残っておりますが、これらの事業につきましては、庁舎管理として総務課が引き継ぎ、工事の施工については建設課に委託をさせるという方法で対応をしてみたいと、このように考えております。

次に総務課と企画財政課の分掌の事務の見直しであります。近年国においても昨年9月にデジタル庁が発足し、地方公共団体における自治体DXが求められており、本町としても遅れることなくこれに取り組む必要があること。本町における財源確保の一つとして、ふるさと納税の拡大を図りたいこ

と。光ブロードバンドについて、N T T西日本へ無償譲渡したことなどから、総務課と企画財政課の分掌事務の見直しを行うものであります。

また、新設した長寿支援課における分掌事務の中の「老人福祉」という言葉を「高齢者の福祉」に改めようとするものであります。

以上で提案理由とさせていただきますが、詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それでは私から改正条例の内容についてご説明をいたします。1枚めくっていただきまして、新旧対照表において説明をいたします。

まず、第1条であります。この中の改正前第3号新庁舎建設室、これを先ほど町長が申しあげましたように廃止をいたしまして、削るものであります。その分改正前の4号以下が繰り上がってまいります。

そして第2条、この中は各課の分掌事務を定めた条項でありますけれども、第1号総務課の分掌事務から改正前に「カ 広報、広聴に関すること。」、「キ 統計に関すること。」、これを削りまして、後ほど説明しますが企画財政課の方に移管をいたします。そして第2条の中のケ、改正前、「情報政策、電子計算組織の運営管理及び高度利用計画に関すること。」とこういう表現でしておりましたが、改正後のキでお示ししておりますように、「情報システムの管理及び運営に関すること。」という、こういう簡潔な表現に改めようとするものであります。そして、改正後の「ク 庁舎管理に関すること。」、これは今まで経常的な庁舎管理、当然総務課が管理をしておりましたが、その規定が条例上ありませんでした。そのことについて明文化を図るため「ク 庁舎管理に関すること。」を総務課の分掌事務として加えるものであります。それでは、対照表の裏面をご覧ください。改正後のケにつきましては、繰り上がりの措置であります。

第2号企画財政課、ここの改正前「カ 光ブロードバンドに関すること。」この分掌事務につきましては、3年度末をもって光ブロードバンドに関すること、これがN T T西日本に譲渡が決定をしておりますので、この事務が不要になるということで削るものであります。そして、改正後のカ、

キ、クが新たに新設をします。先ほど申しあげました総務課が所管しておりました「広報、広聴に関すること。」をカとして加えます。そして「統計に関すること。」をキとして加えます。そして、従来、ふるさと納税に関することは企画財政課で所管をしておりましたが、これは具体的な明記がございませんでした。これを具体的に分掌事務として「ク ふるさと納税に関すること。」と加えるものであります。条項の繰上げは省略をいたします。

そして、改正前の第3号新庁舎建設室、これが廃止に伴い削るものであります。条項の繰上げは省略いたしますが、長寿支援課、これは昨年9月の定例会において新設を決定いただいた課でありますけれども、その際に「老人福祉に関すること。」と、こういう表現にしておりました。これを改正後のアに示しておりますように、「高齢者の福祉に関すること。」と、こういう表現に改めようとするものであります。

それでは議案1枚目、附則をご覧ください。「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」として施行期日を定めております。私からの説明は以上です。

議 _____ **長** これから質疑を行います。よろしいですか。

(発言なし)

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 次に賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「川棚町課室設置条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:23)

日程第10 議案第12号

議 _____ **長** 次に、日程第10、議案第12号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 _____ **長** 議案第12号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

令和3年度の国家公務員の一般職の給与に関する人事院勧告では、期末手当を引き下げる勧告が行われたところではありますが、令和3年11月12日の給与関係閣僚会議において、その当時進められていた経済対策等政府全体の取組との関係を見極めることが必要であるとされ、12月の引下げは行わず、その引下げ相当分を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うとされていたところでもあります。

そのようなことから、全国のほとんどの都道府県及び市町村がそれに準じ、令和3年12月の期末手当の引下げを見送ったところであり、本町におきましても町議会議員の期末手当につきましては同様の措置としたところがあります。

その後、国の特別職の期末手当について、令和3年度における引下げ相当額を、令和4年6月の期末手当から減額する、その調整措置が具体的に示されましたので、本町の議会議員の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。それでは私から改正条例の中身についてご説明をいたします。議案を1枚めくっていただき、横長の新旧対照表をご覧ください。

期末手当に規定しております第5条であります。この第2項において、改正前の「100分の167.5」、これを100分の5を引き下げまして「100分の162.5」に改めようとするものであります。このことによりまして、年間の支給割合が「100分の335」から「100分の325」にしようとするものであります。

それでは、議案の附則をご覧ください。附則の第1項におきまして、この条例の施行期日を規定し、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

そして第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置であります。これにつきましては、先ほど申し上げた6月で調整するという措置を規定したものであります。読上げは省略とさせていただきます。以上、私からの説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:28)

日程第11 議案第13号

議 長 次に、日程第11、議案第13号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第13号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

先ほどの提案理由と同じでございますが、令和3年度の国家公務員の一般職の給与に関する人事院勧告では、期末手当を引き下げる勧告が行われたところでありますが、令和3年11月12日の給与関係閣僚会議において、その当時進められていた経済対策等政府全体の取組との関係を見極めることが必要であるとされ、12月の引下げは行わず、その引下げ相当分を令和4年6月末の期末手当から減額することで調整を行うこととされたところであります。

そのようなことから、全国のほとんどの都道府県及び市町村がこれに準じ、令和3年12月の期末手当の引下げを見送ったところであり、本町においても町長及び副町長の期末手当についても同様の措置としたところであります。

その後、国の特別職の期末手当について、令和3年度における引下げ相当額を、令和4年6月の期末手当から減額する、その調整措置が具体的に示さ

れましたので、本町の町長及び副町長の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていたことから、今回、国の特別職の支給月数に合わせるため、一部改正の条例を提案しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。それでは新旧対照表により説明いたしますので、横長の新旧対照表をご覧ください。

まず、期末手当を規定した第2条、この中の改正前「100分の167.5」、これを100分の5を引き下げ、「100分の162.5」に改めようとするものであります。このことによりまして、年間の支給割合が「100分の335」から「100分の325」にしようとするものです。

それでは、議案1枚目の改正条例附則をご覧ください。附則第1項におきまして施行期日として、「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

第2項におきましては、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものであります。6月に調整を行うというものを記述しております。読上げは省略とさせていただきます。

なお、教育長の期末手当につきましては、町長及び副町長の例によるものとされておりまして、改正の必要はないものです。以上、私の説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:33)

日程第12 議案第14号

議 **長** 次に、日程第12、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

令和3年度の国家公務員の一般職の給与に関する人事院勧告では、期末手当を引き下げる勧告が行われたところではありますが、令和3年11月12日の給与関係閣僚会議において、その当時進められていた経済対策等政府全体の取組としての関係を見極めることが必要であるとされ、12月の引下げは行わず、その引下げ相当分を令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うとされていたところでもあります。

そのようなことから、全国のほとんどの都道府県及び市町村がそれに準じ、令和3年12月の期末手当の引下げを見送ったところであり、本町においても職員の期末手当については同様の措置としたところでもあります。

その後、国家公務員の一般職の期末手当について、令和3年度における引下げ相当分を、令和4年6月の期末手当から減額する、その調整措置が具体的に示され、県におきましてもこれに準じた改正を行うとのことなので、本町の職員の期末手当も、国・県に準じて改正する条例を提案しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。説明の前に、大変恐れ入りますが、議案の訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所は、附則第2項の第1号、(1)再任用職員の規定の2行目であります。「第28条の5第1項の規定により」のこの「規定」が「規程」となっておりますが、定めるの「規定」に訂正をお願いいたします。誤りがありまして大変申し訳ございません。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、内容について私から説明をいたします。2枚目の新旧対照表によりご説明をいたします。

期末手当について規定しました第16条第2項におきまして、「100分の127.5」とありますのを、100分の7.5を引き下げまして、「100分の120」に改めようとするものであります。このことによりまして、年間の支給割合が「100分の255」から「100分の240」にしようとするものであります。

第3項につきましては、再任用職員の支給月数について第2項を読み替えるものであります。同項中「100分の127.5」とあるのを「100分の120」としまして、その次の「100分の72.5」、これを「100分の67.5」に改めようとするものであります。

それでは、1枚目の議案、この附則をご覧ください。まず第1項、施行期日であります。「この条例は、公布の日から施行する。」としております。

第2項につきましては、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものでありまして、3年度に見送った引下げ相当額を令和4年6月の期末手当から減額するという、そういう調整措置を規定しているものであります。読上げは省略とさせていただきます。以上、私の説明を終わり

ます。

議 長 これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:39)

日程第13 議案第15号

議 長 次に、日程第13、議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

公職選挙法に基づく選挙長、投票管理者、投票立会人、その他選挙の投開票に必要な従事者の報酬については、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表において、それぞれ金額を掲げ定めているところであり、これらの報酬額は、法において標準となる額が定められています。

このたび、本町の選挙従事者の報酬額を法が定める基準額に準じた改正を行おうとしたところ、他の市町村の条例においては、報酬条例において国の基準額と同額と規定されている例が多くあることが確認され、国・県費により措置される経費の適正支出及び随時適正に改正を行うという観点から、そのような規定とすることが適当であると判断されますので、令和4年度から本町の選挙長等の報酬額について、国の基準と同額とするよう定めるものがあります。

そして、学校医の報酬の額について、東彼杵郡内において報酬額に差がありましたので、均衡を図るため改めるものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、内容につきまして私から説明いたします。1枚めくっていただきまして、横長の新旧対照表によりご説明をいたします。

まず、改正前の選挙長ほか選挙の投開票に関わる職にあるものの報酬の額ではありますが、改正前の表にあるように、個別に1回当たりの金額を定めておいたものであります。これを改正後の表に掲げておりますように、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第14条第1項各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。」こういう規定の仕方に改めようとするものであります。このことによりまして、国において標準額の改定が行われた場合、自動的に本町の報酬も改定されると、そういうものであります。

続きまして、その下の学校医に関する規定ではありますが、改正前年額平均「15万8,000円」を、改正後は「16万5,000円」に改めようと

するものであります。

次に学校薬剤師、改正前「6万7,500円」、これを改正後は「6万8,000円」に改めようとするものであります。

議案の裏ページの附則、施行期日をご覧ください。「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」としております。以上、私の説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。ありませんか。高以良議員。

9 番 高 以 良 別表の中の開票関係の開票管理者とか開票立会人等の報酬についてお尋ねしますが、現行では1回いくらという、1回につきと金額を定めてありますが、今回改正しようとするその国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律では、今言った開票管理者とか、開票立会人等、その他も含めてですけども、1日につきいくらと、「1日につき」という表現で定めてありますが、1日というのは0時から24時までということなのか、業務を始めてから24時間ということなのか、そこら辺の解釈の仕方をお尋ねしたいと思います。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 高以良議員ご指摘されましたように、今回改めようとする国の法律におきましては、「1日につき」というそういう表現になっております。ですから自動的にその適用がされるものであります。多分ご質問の趣旨としましては、特に開票立会人等につきましては、深夜0時をまたがるという、こういう措置があるというご質問だと思います。本日その措置については調べてきておりませんが、当然、国・県の措置にもですね、よくあることですので、多分手続きは定められておりますので、それに準じて措置をしてまいりたいと思います。以上です。

議 長 山口議員。

6 番 山 口 ちょっと議員の立場で聞くのかどうかわかりませんが、投票立会人というのはですね、投票者の地域にローテーションでくるわけですね。投票立会人を出してくださいと、推薦してくださいと。そしたらこれですね、いないんですよ、はっきり言って。実際探すの往生します。そしたら、これでいけば今までは800円くらいとはっきり金額がわかったから、これくらいの報酬が出るんですよということで無理して拝み倒しとっ

たと。そしたら、今度は国の基準になれば、国の基準というのはいちいち我々調べることができないと。だから、大方の目安ぐらい出していただかないと投票立会人に依頼されるときに、ちょっと頼みようがなくなってしまうわけです。だから、単に条例でこう書いてありますよと。そしたら金額知りませんですよと、思ったより安かったとかなんとか言われたらどうしようもなくなってしまう、もう今で探すのも往生しています。だからそういうふうな形がないような、やっぱり一つの基準というのを出していただければと思っておりますけど。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。投票立会人等の選任につきましては、日頃から各地区に大変ご協力をいただいております。そのことについて、まず感謝を申し上げます。この額につきましては、実務的な運用として、今後例示をお示しして、この額をお支払いしますと、そういう形で依頼をかけさせていただければ、その辺実額としていくらその対価としてお支払いするというのがわかりますので、この条例の改正につきましてはこういう表現でしたいと思いますが、各地区に依頼を申し上げるときにはそれぞれの報酬額、こういう額を用意しておりますと、そういうことで依頼をしたいと思いますがいかがでしょうか。

6 番 山 口 条例とは別個でですね、結局、どうしてもこの条例見ましたらね、やっぱり説明しようがないと思うんですね。いいですよ。

総務課長 それと、一つ補足いたしますのは、今回改めようとした趣旨には、その辺立合いの方の額、これがやはり今回例えば投票立会人で言いますと、この標準額ではですね、1日につき1万900円とあります。ただ現行では、これが時間差で換算しまして、8,800円の支給であったと。ですから、2,100円少ない額でありました。やはりそういったものも是正は必要だろうということで、国の標準額が改定された場合、もうタイムリーに遅滞なく変更するようにですね、そのための措置ですので、その点をご理解をいただきたいと思います。以上です。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(1 3 : 5 1)

日程第14 議案第16号

議 **長** 次に、日程第14、議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

現在川棚町では、福祉医療費助成制度において、医療機関で支払った費用のうち、健康保険の適用となる医療費を助成し、自己負担額を軽減する事業

を実施をいたしております。

本改正案はこの福祉医療費助成制度における子どもを対象とした助成について、助成対象年齢をいわゆる中学校卒業までから高校卒業までに拡大し、福祉の増進、子育てしやすい環境整備の推進を図ろうとするものであります。

なお、改正の内容につきましては、住民福祉課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 _____ **長** 住民福祉課長。

住民福祉課長 それでは、私の方から本改正案についてご説明いたします。

町長が提案理由で説明しましたように、本改正案は川棚町福祉医療費助成制度において、子どもの対象年齢を引き上げ、福祉及び子育てしやすい環境整備の増進を図ろうとするものであります。現在、川棚町福祉医療費助成制度につきましては、病院や薬局で支払った費用のうち、健康保険の適用となる医療費を助成し、自己負担額を軽減する事業を実施しておりますが、その対象区分は、障害者、ひとり親家庭の親及び子、乳幼児、子どもとなっております。その中の子どもの対象年齢はいわゆる中学校卒業まで、満15歳になった以後の最初の3月31日までにあるものとなっているところを、いわゆる高校卒業まで、満18歳になった以後の最初の3月31日までにあるものに拡大をしようとするものであります。新旧対照表をご覧ください。

第2条第3項においては、対象年齢を引き上げることから、子どもの定義を「15歳」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」と改めるものであります。

第4条第1項第1号イにおいては、子どもの対象年齢を引き上げることから、障害者の区分においても「15歳」から「18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」と改めるものであります。

改正本文をお開きください。附則でございます。「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

議 _____ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:56)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(13:56)

(…休 憩…)

(14:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第17号

議 長 次に、日程第15、議案第17号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたし

ます。提案理由の説明を求めます。町長。

町長 議案第17号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、近年、全国的に消防団員の減少が続いており、本町においてもその例に漏れない状況であります。

このような背景から、令和3年4月13日に消防団員の処遇改善に向け、今後取り組むべき事項や留意事項を取りまとめた消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出されたところであり、この通知により令和4年3月末日までに必要な条例改正及び予算措置を行い、4月1日から施行及び実施するよう要請があったものであります。

本町におきましてもこのことを踏まえ、示された基準を基に消防団員の報酬と出勤手当の見直しについて消防団と協議を重ね、理解が得られましたので、今回条例の改正を提案するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 はい。それでは、改正条例の内容について私から説明いたします。2枚目の新旧対照表をご覧ください。

報酬について規定した第12条の改正であります。改正前、下線を引いております副団長以下の報酬額が、標準額と示された額よりも本町は現行下回っているということが確認されましたので、副分団長、部長、班長、団員、それぞれの報酬年額を改めようとするものであります。団長、副団長、分団長は標準額を上回っておりますので、これの改定は行いません。

そして第12条の2としまして、新たな条項を設けます。今回、従来は出勤手当は費用弁償の中で規定をしておりましたけれども、消防庁が示しました見直し案では出勤報酬として用意をするようにということがあっておりますので、今回第12条の2を設けるものであります。「団員が災害、警戒、訓練等の業務に従事した場合には、出勤報酬を支給する。」、第2項「出勤報酬は、1日につき8,000円以内で規則で定める額とする。」、第3項「前項の出勤報酬は、規則で定める月に支給する。」とするものであ

ります。

そして、第13条費用弁償につきましては、先ほど申し上げましたように、今までの出動手当をここで規定をしておりましたが、12条の2を設けた関係で、改正前の第1項及び第2項を削って、第3項を第1項とするものであります。

それでは、議案の方の附則をご覧ください。「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」としております。以上で私の説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。小田議員。

7 番 小 田 はい、7番小田です。この団員の報酬の値上げには賛成ですが、先般の全協での説明では、これは団員各個人への支給と聞いておりますが、各分団には運営費というのが必要だろうと思います。これまでは手当などが各分団へまとめて支給され、分団内での話し合いによって運営費を捻出していたと聞いておりますが、今後、その運営費は町が負担をするようになるのか、あるいはそのまた消防団との協議を十分され、各消防団は運営費の捻出などを納得をされているのかお尋ねします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 ご質問いただきました消防団の運営費でございます。今回、個人支給ということになりまして、従来分団にまとめて支給して振り込んでいた額、これは各分団運営費で予算を組んで、運営の経費に充てていたものであります。その財源がなくなるという、これが今回の改正で非常に大きな深刻な問題となっております。ただ、今回の措置はあくまで消防団の報酬の改定でありまして、その運営費についてはまだ方針が出ておりません。ただ、これにつきましては、今まで消防団とこの額の改定については十分協議をしまいったわけなんです。その運営費というものは非常に心配をされております。また、先般このことにつきましては、条例で定める消防委員会を開きまして、そこでもご審議をいただいて、答申をいただいたところではありますが、そこでもやはり、議論が出たのはその運営費に関する問題であります。したがって、その運営費をどのようにやってやっていくかは、本町に限らず全国の市町村大きな問題であります。ただこの運営費に今のところ標準というものは示されていない状況であります。それと、私どもで情報を集めた限りでは、今回この代わりの措置として運営費に関するものを設け

たところは今のところ私どもの把握ではないようであります。ただこれがどのようにやっていくか、いろいろ検討を重ねてまいりまして、少なくとも消防団の活動、これの衰退がないようなことの措置が可能な限り考えていかなければならないと、そういうふうに考えております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 1 1 番、炭谷です。私も小田議員が言われるように、運営費はできればあった方がいいと思いますし、現状にそぐわないというふうな方法になるのじゃないかというふうなことを心配をします。で、私が一つ聞きたいのは、個人支給するということは、支給方法は個人支給でなければならないというのは、それは個人に支給はするけど、例えばその支給は個人支給ですから、全額が振込みなのか。あとは分団の在籍の消防団に命じて支給をするという支給方法の違い。支給方法を変えて支給するということであれば、分団にいく形になるんじゃないかというふうに思うんですけど、その支給方法についても、絶対規制といいますか、統一された見解でこう言った方法でやらなければならないということが決まっているのかということを知りたいと思います。

議 **長** 総務課長。

総 務 課 長 この件につきましては、全員協議会の中でもご説明いたしましたが、令和3年4月13日に消防庁長官から発せられた文書、これが基になっております。その中で、明文化して基準として用意が示されたのが、報酬及び費用弁償は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給することと、これが明記をされております。これが、記載された以上ですね、分団に従来のようにまとめて支給というのは非常に難しいと、そういう判断をしております。これにつきましても、消防団にはもう今からは個人支給ということになりますよという、これはもう再三申し上げて協議を重ねてきたところでありまして、その中で、先ほど申し上げましたように、運営に関しては非常に心配をされてますけれども、この個人支給に関しましては、理解を得ていただいたものと、そういうふうに考えております。以上です。

議 **長** ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 直接支給するというのが、現金を半額は振り込んで、半額は

現金とかいう方法でも直接支給に当たるんじゃないでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 まず、振込み以外の現金支給、これはですね、事務的には非常に煩雑でありますので、それはちょっと勘弁をいただきたいと考えております。また、例えば総額の一定額を振込み、あるいは一定額を現金払い、窓口払いとした場合、これは基本的に本人に取りに来ていただくかなくてはなりません。果たして職を持った消防団員の方、そういう措置をした場合、非常に大変ではなかろうかなということがあります。それと基本的にやはり振り込みにより対応をさせていただきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

議 長 田口議員。

8 番 田 口 はい。報酬のアップ額ですけども、副分団長、部長、班長、団員によってそれぞれ違いますが、しかも団員のほうがアップ額が大きいのですけども、これは単純にその基準額に合わせた単純なる結果ということでしょうか。それとも、団員の方に手厚くというような考えがあつてのことでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 今回副分団長以下の年額につきましては、標準額そのままとしております。以上です。

議 長 ほかに。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 はい。今の総務課長の話では、私は金融機関のやり方としては、一定額を引いて、全額統一で引いて行って、あとの分を支給というのはできるって思うとですよね。方法として。金融機関等で引き去る場合には。個人個人なった場合。で、ある程度の金額を、例えば3分の1は先に引いてこの口座に入れる。3分の2は個人支給で個人に振り込むという方法ができると思うとですけども、そういった方法というのは全く考えられないでしょうか。以上です。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。先ほど申しあげましたように、市町村から消防団員個人に対し直接支給ということが書かれております。ですから、その個人の名義の口座に払い込むしかないというふうに理解しております。以上です。

議 **長** ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第17号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 質疑なしと認めます。したがって、議案第17号「川棚町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:25)

日程第16 議案第18号

議 **長** 次に、日程第16、議案第18号「川棚町光ブロードバンド基盤整備事業工事負担金条例を廃止する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 **長** 議案第18号「川棚町光ブロードバンド基盤整備事業工事負担金条例を廃止する条例」について、提案理由をご説明いたします。

川棚町光ブロードバンド施設につきましては、令和3年12月定例会において、令和4年4月1日に西日本電信電話株式会社長崎支店に無償譲渡することをご決定をいただきました。

したがいまして、令和4年4月1日以降は町有の光ブロードバンド施設がなくなることとなりますので、当該条例を廃止する条例を提案するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。それでは私の方からご説明の方をさせていただきます。

川棚町光ブロードバンド施設については、平成23年1月に西日本電信電話株式会社長崎支店とIRU契約を締結して、各種サービスを提供してまいりましたが、施設の貸付期間の満了を踏まえ令和3年12月定例議会において、令和4年4月1日に西日本電信電話株式会社長崎支店へ無償譲渡すること決定いただきました。したがって、令和4年4月1日以降は町有の光ブロードバンド施設がなくなるとともに、光ブロードバンドに係る町内への引込線工事も西日本電信電話株式会社長崎支店の施設として、同社が工事を実施することになります。よって、4月1日以降、町による引込線工事がなくなりますので、引込線工事負担金を定めた本条例が不要となり廃止するものであります。

廃止条例の附則をご覧ください。「この条例は、令和4年4月1日から施行する。」としております。以上で説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。よろしいですね。炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 考え方として、一つの私の考えを、反対する意見ですけどよろしいですか。

議 長 質疑ですか。討論はこのあとに行いますので、質疑ですか。何か質疑がありますか。

1 1 番 炭 谷 はい、じゃあとりあえず質問。今、課長が言われたように聞いてはおったんですけども、よく考えてみますと、多分十数年前と思いますけど、そういった光ブロードバンドは通信が各回線にきて、各家庭がそういった通信機能が使いやすくなるし、使う時代に入っていくんだということで広まってきたと思いますし、参加率は悪くてもかなりの方が入ってきたと思うんですよ。ということは、今からの将来を目指したそういった通信機器の一般大衆化に向けての格差の時期でもあったと思うし、それはある意味では行政が一般住民に対して設備投資をして、個人に対しての協力といいますか、行政がある程度住民サービスをしてきたというふうに考えられるというふうに私は思うわけです。そういったところのそれを打ち切るということは、ただ個人の負担はないでしょうけど、それが全体的にNTTの方に無償

であっても譲られていくと、次は本線がおかしくなったのはどういった、直接はこないにしても、間接的にも、個人の負担が大きくなるというふうな考えがあると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今回の無償譲渡におきましては、個人がまず今利用していることについて、後退することはありませんし、負担金その他が使用料、そういうものが増えるというものではございません。以上でございます。

議 _____ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。炭谷議員。

1 1 番 炭谷 私は今質問をしたように、個人の負担が増えることはないといっても、N T Tに所属が統括されてしまえば、N T Tも個人の経営の会社でありますから、そういった次の更新とかなんとかなくなってきた場合には、それが使用者に振り分けられてくる。つまりそういったものを行政が部分的に協力、行政が個人の通信機器の利用に対して助成をしてきたということがゼロというふうになっていくというふうに思いますので、その点は行政サービスが住民に対して減ってきたというふうな、そういう機会もなくなってきたというふうに理解をします。私は賛成には回りきらない事情があります。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。いませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号「川棚町光ブロードバンド基盤整備事業工事負担金条例を廃止する条例」の採決を行います。この採決は起立によって行いま

す。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** はい。起立多数です。したがって、議案第18号「川棚町光ブロードバンド基盤整備事業工事負担金条例を廃止する条例」は、原案のとおり可決されました。

(14 : 33)

日程第17 川棚町総合計画調査特別委員会調査報告

議 _____ **長** 次に、日程第17、「川棚町総合計画調査特別委員会調査報告」を議題といたします。本件について委員長の報告を求めます。川棚町総合計画調査特別委員長。

川棚町総合計画調査特別委員長 川棚町総合計画調査特別委員会は、川棚町総合計画基本構想及び基本計画について調査を行ってまいりました。この報告書につきましては、前もって議長宛てに提出しておりますので、本日はその報告書を読み上げ報告とさせていただきます。

令和4年3月3日、川棚町議会議長 村井達己 様、川棚町総合計画調査特別委員会委員長 波戸勇則。

委員会調査報告書。

本委員会の所管事務調査事件について、川棚町議会会議規則第77条の規定により別紙のとおり報告します。

川棚町総合計画調査特別委員会調査報告。

1. 件名 川棚町総合計画基本構想及び基本計画に関すること。
2. 期日 令和4年1月28日から令和4年3月3日。
3. 経過と概要。

総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる次期川棚町総合計画の策定にあたり、共に本町の未来を担う議会として調査を行うべく、令和4年1月28日に川棚町総合計画調査特別委員会を設置した。

本委員会では、令和4年1月24日から町ホームページでパブリックコメントを実施していた第6次川棚町総合計画の「基本構想（案）及び基本計画（案）」（以下、総合計画（案）という。）について、執行部から説明を受け、質疑や確認等を行った。

その後、委員会で取りまとめた61項目の質疑内容を提出し執行部からの回答を受け、慎重かつ活発に調査を重ねた結果を以下のとおり報告する。

（1）第1回委員会。

日時 令和4年2月4日（金）。

場所 議場、第1委員会室、第2委員会室。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明者 企画財政課長、係長。

内容 総合計画（案）の説明を受ける。総合計画（案）について、常任委員会単位で質疑内容の検討を行う。

（2）第2回委員会。

日時 令和4年2月8日（火）。

場所 議場。

出席者 委員全員（炭谷委員欠席）、議長、事務局長。

内容 総合計画（案）に対する質疑内容の検討及び取りまとめを行う。

（3）第3回委員会。

日時 令和4年2月18日（金）。

場所 議場。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明者 企画財政課長、係長。

内容 総合計画（案）への質疑に対する回答を受け、回答に対して質疑を行う。

（4）第4回委員会。

日時 令和4年2月22日（火）。

場所 議場。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

説明者 企画財政課長、係長。

内容 18日の総合計画（案）への質疑について、回答及び説明を受け、

今後の進め方について協議する。

(5) 第5回委員会。

日時 令和4年3月3日(木)。

場所 議場。

出席者 委員全員、議長、事務局長。

内容 総合計画(案)への質疑に対する回答(別紙資料)の最終確認を行い、委員会報告書をまとめる。

4. 委員会の意見。

①SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標である。SDGsの達成に向け、国・県・町と住民一人ひとりが協力し合い、一体となった行動や取組ができるよう各種施策の推進に努められたい。

②行政サービスについては、デジタル技術やデータを活用した住民の利便性の向上が求められている。デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上につながるようデジタル人材の確保と育成及び高齢者に対するきめ細やかな対応に努められたい。

③今日のコロナ禍における世界的な混乱は、本町の事業所や観光などに大きな影響を及ぼしている。刻々と変化する社会情勢に合わせた行政運営に努められたい。

④多様化する教育ニーズや安全・安心な教育施設の充実などのほか、関係機関と綿密に連携をとり、子ども達の健全育成と学力の向上などに努められたい。

⑤本町には、多くの歴史・文化財・戦時遺構等の資源がある。より多くの住民に資源の魅力を周知し、学習機会の充実と共に積極的に情報発信し、本町への誘客に努められたい。

⑥緑地広場が令和6年度の完成予定であることから、子どもから高齢者まで生涯にわたりスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう他施設との連携や各種大会等を実施するなど、住民の健康づくりと交流人口の拡大につながるよう取り組まれたい。

⑦住民の安心・安全のため、総合的かつ計画的な防災体制の整備や住民の防災意識の向上に努めるとともに、自主防災組織の結成を促進し、地域住民

や消防団と連携した防災力の強化を図られたい。

⑧高齢化が進む中、地域における交通弱者の移動手段が求められている。公共交通機関の充実を図るとともに、さらなる移動手段について検討を図られたい。

⑨インターネットを活用したさまざまな情報の発信は、喫緊の課題である。地域情報化を推進していくためにも、住民、事業者、行政などの連携強化を図り、積極的な発信に取り組まれない。

⑩多様で広域的な行政課題に対応するため、周辺市町と連携し事務事業の充実や効率化を図り、住民サービスの向上に努められたい。

⑪基本計画を実施していく過程においては、住民や各種団体等の協力が必要不可欠である。住民への周知と協力体制を確立されるよう取り組まれない。

⑫第6次川棚町総合計画の後期基本計画及び次期川棚町総合計画を策定する場合は、審査期間が十分に取れるよう、早い時期に議会に提案するよう強く求める。以上、報告といたします。

議 _____ **長** これから、委員長の報告に対して質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** ありませんか。質疑なしと認め、報告済みといたします。

(14:41)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(14:42)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 福田徹

会議録署名議員 小谷龍一郎